

優秀賞 滋賀県 安田 庸平 様 (30代 男性)

「おまえの母ちゃんも父ちゃんも、一生懸命働いてきたのに。つくづく年金には“縁”がなかったのお」。母の通夜振る舞いの席で、酒に酔った叔父が、そんなことをぼつりと呟いた。

——配偶者を早くに亡くし、その後は“女手一つ”で私と兄を育ててくれた母が、57歳の若さでこの世を去った。癌だった。『片親だから…』という理由で、私たち兄弟に不憫な思いをさせたくない」。そんな気持ちで長年働き詰めの日々を送ってきた母に、ゆっくりと余生を楽しむ「老後」は来なかったのだ。母が亡くなった当時、私はまだ社会人になったばかり。月々の給与から天引きされる「年金保険料」の用途もよく理解しない中で、「ずっと保険料を払ってきても、早くに亡くなると年金は払い損か…」と憤りのようなものを覚えながら、空になった叔父のグラスにビールを注いだ。

葬儀を終えた数日後、母の遺品整理をしていると、生命保険の契約書や自宅の権利書などが入った書類棚の中に「年金証書」と書かれた厚紙が入った封筒を見つけた。「母はまだ57歳だったし、年金を貰える年齢ではないはず…」。そんな疑問を抱きながらも、後日、その封筒に記された住所に足を運んだ。

「死んだ母の、この年金証書はどうすればいいのでしょうか?」。右も左も分からぬ状況で出向いた私は、担当者から説明を伺い、母が生前に「遺族年金」と「障害年金」というものを受けとっていたということとその時初めて知ったのだ。

——私がまだ小学生だった頃に、働き盛りの父が亡くなった。私は悲しみにくれないながら「これから、我が家はどうなるんだ…」と子供ながらに不安を抱いたことを覚えている。そんな私たち家族に、父の死後から支給され続けたという「遺族年金」。子供二人を残して夫に先立たれた当時の母にとって、この「遺族年金」は不安や悲しみから一步を踏み出す大きな支えになっただろう。また母は晩年、癌の影響で人工肛門造設を余儀なくされ、35年以上勤めた職場を早期退職した。「孫の顔を見るまでは…」と最期まで諦めずに闘病を続けていく上で、「障害年金」は収入面の不安を払拭する心強い存在だったに違いな

い。母がこうした年金を受け取っていたということも、さらに言えば、こういった年金制度があるということすら、当時の私は知らなかった。

「生前にお父様がきちんと保険料を支払ってこられたので『遺族年金』が支給されましたし、お母様自身も未納がなかったので『障害年金』が受け取れたんですよ」。そんな担当者の話に耳を傾けながら、「『年金に“縁”がない』どころか、母や私たちの暮らしは年金制度によって支えられていたのだ」ということを、恥ずかしながらその時初めて気付かされたのだ。毎月の給与明細に記載される「年金保険料」。決して安い額ではないが、それが「老後の備え」になっている認識は当時の私にもあった。しかし、この年金保険料が「老後」以外にも、人生の中で起こり得る「不慮の事態」にも備えたものだということ、当時は全く理解していなかったのだ。

私たちの長い人生において、「老齢年金」はもちろんのこと、「遺族年金」や「障害年金」を受給する立場になることは、決して特別なことではない。誰にでも、その「万が一」は起こり得るのだ。ただ一方で、「年金制度の幅広い保障内容が、広く正しく世間に知れ渡っている」とは言い難いと思う。しかし、こうした年金制度の機能を知っているか否かで、年金保険料に対する思いも大きく変わってくるのではないだろうか。私は、母の死を機に年金制度について学びその重要性を知ることができた。そんな私だからこそ、今後も様々な「万が一」に備えて年金保険料を納得して支払い続けていく。そして、そんな私だからこそ――。

先日、父母の盆供養を終えた。今年は新型コロナウイルス感染症の影響で、多くの方が就業先を奪われたり所得が減少したりといった事態に直面している。こうした方々にとって、毎月の年金保険料が大きな負担になることは容易に想像がつく。しかし、年金制度には「支払いが難しい状況だ」ということを申し出て認められれば、保険料の支払いが免除もしくは猶予されるといった制度もある。年金制度の恩恵を受けて育った私だからこそ、多くの方にこうした年金制度についての正しい情報を伝えていかなければならないし、私だからこそ伝えられることがあると信じている。

―――大変なコロナ禍の日本ではあるが、例え年金保険料の支払いが難しくても、放って

おいて未納のままにすることがないように。きちんと免除や猶予の申請をするように。私は今日も、電話越しに年金制度について熱く知人に語っている。